

家畜衛生情報

和牛の遺伝資源を守るため 法令を遵守しましょう

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護のため、以下の2法による制度が整備されています(令和2年10月施行)

◎家畜改良増殖法

⇒精液・受精卵の流通規制

◎家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

⇒契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる仕組み
(差止・損害賠償請求、刑事罰)

・精液、受精卵の譲渡等の記録
(10年保存)
・業務状況の報告(年1回)
★立入検査のご協力をお願いします

・家畜人工授精簿
・授精証明、受精卵
移植証明書の写し
★いずれも5年保存
をお願いします

畜産農家
(自家利用)

家畜遺伝資源
生産事業者

家畜人工授精所

・家畜人工授精所を開設していない畜産農家からの
譲渡*はできません

畜産農家

*譲渡は有償だけでなく無償の場合も含まれます

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
所有権の移動履歴を記載してください	
★自家採卵により自家所有牛のみに移植する場合は空欄で構いません	

★精液または受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」欄が正しく記載されていることを確認してください

◎今一度、法令遵守状況をご確認ください◎

東濃家畜保健衛生所

恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎内

TEL:(0573)26-1111 FAX:25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp